

高山市駐車場整備計画の見直し案（骨子）

1. 計画の位置づけ

- ・ 駐車場整備地区における駐車場整備に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するもの
- ・ 駐車場法第4条に策定できることが規定

2. 見直しの理由

- ・ 現行計画の計画期間が平成26年度で終了
- ・ 第八次総合計画をはじめとする各種計画との整合
- ・ 社会情勢の変化への対応

3. 計画期間

平成27年度～平成31年度（5年間）

4. 見直しのポイント（詳細別紙）

(1) 既存ストックの有効活用

- ・ 整備目標量は、現在供給量を維持（実態調査により確定）

現行計画	普通車	2,000台	大型車	90台
現状（H25時点）	普通車	2,120台	大型車	93台

(2) 駐車場の機能強化

- ・ ユニバーサルデザイン及び景観への配慮

(3) 適切な誘導

- ・ 古い町並境界における車両流入対策の実施
- ・ 市営駐車場の効果的な運用
- ・ 民間駐車場を含めた案内システムの充実

(4) 駐車場整備に関する基準の設定

- ・ 景観への配慮事項などを定めた整備基準の設定

5. 今後の予定

- (1) パブリックコメントの実施
- (2) 計画の公表